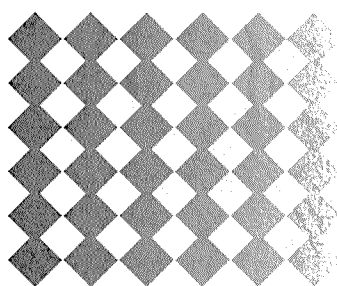


# たかまつ男女共同参画プラン

(改訂版)

だれもがいきいきと自分らしく生きる  
男女共同参画社会の実現をめざして



高 松 市

## 男女共同参画都市宣言

わたしたちは、美しい自然に恵まれ、豊かな歴史と文化を創出してきた高松市民としての誇りを持ち、一人ひとりの市民が人間として尊重され、男女が共に政治・経済・社会および文化のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、かつ、個性と可能性が活かされる社会の実現をめざし、ここに男女共同参画都市高松を宣言します。

### 認めあい 創り出し 共に生きる

心をひらこう あなたとわたしのパートナーシップのために  
勇気をもとう あなたとわたしの存在を尊ぶために  
拓いてすすもう あなたとわたしが共にいきいき輝くために  
手をつなごう みんなで世界の平和と地球の命を守るために  
そして翔ぼう 男女共生のすばらしい明日をめざして

平成9年12月18日

高 松 市

## 『男女共同参画社会』 の実現をめざして

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組みとも連動しながら着実に進められ、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法の成立という形で結実し、新たな段階に入りました。

しかしながら、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要であり、21世紀の我が国社会にとって最重要課題と位置付け、国や地方自治体を始め、民間団体さらには市民が自らのこととしてこの課題に取り組んでいくことが必要となっています。

本市もこれまでに「高松市女性行動計画」の推進を始め、男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）の開館、「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画全国都市会議」の開催など、男女共同参画社会づくりに向けた各種施策を推進してまいりました。

このような中で、「たかまつ男女共同参画プラン」の成果や理念を継承しつつ、広域化した市域を背景に新しい課題に対応するため、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。

このプランは市民参画による「たかまつ男女共同参画プラン策定委員会」により、1年間にわたり研究・協議された報告をもとに策定されたものです。

今後は、市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮出来る、豊かで活力ある地域社会の実現に向け、市民、市民団体、事業所との協働により、男女共同参画社会の実現をめざした施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、プラン策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様を始め、様々な立場からご指導・ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成19（2007）年3月

高松市長 増田昌三

# 目 次

## 第1章 計画策定に当たって

- 1 計画見直しの趣旨 ..... 1
- 2 計画の背景 ..... 1
  - (1) 世界の動き ..... 1
  - (2) 国・県の動き ..... 2
  - (3) 高松市の動き ..... 3
- 3 たかまつ男女共同参画プランの推進状況 ..... 4

## 第2章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念 ..... 5
- 2 基本的視点 ..... 6
- 3 計画の基本目標 ..... 7
- 4 計画の性格と役割 ..... 7
- 5 計画の期間 ..... 7
- 6 計画の体系 ..... 8

## 第3章 計画の内容

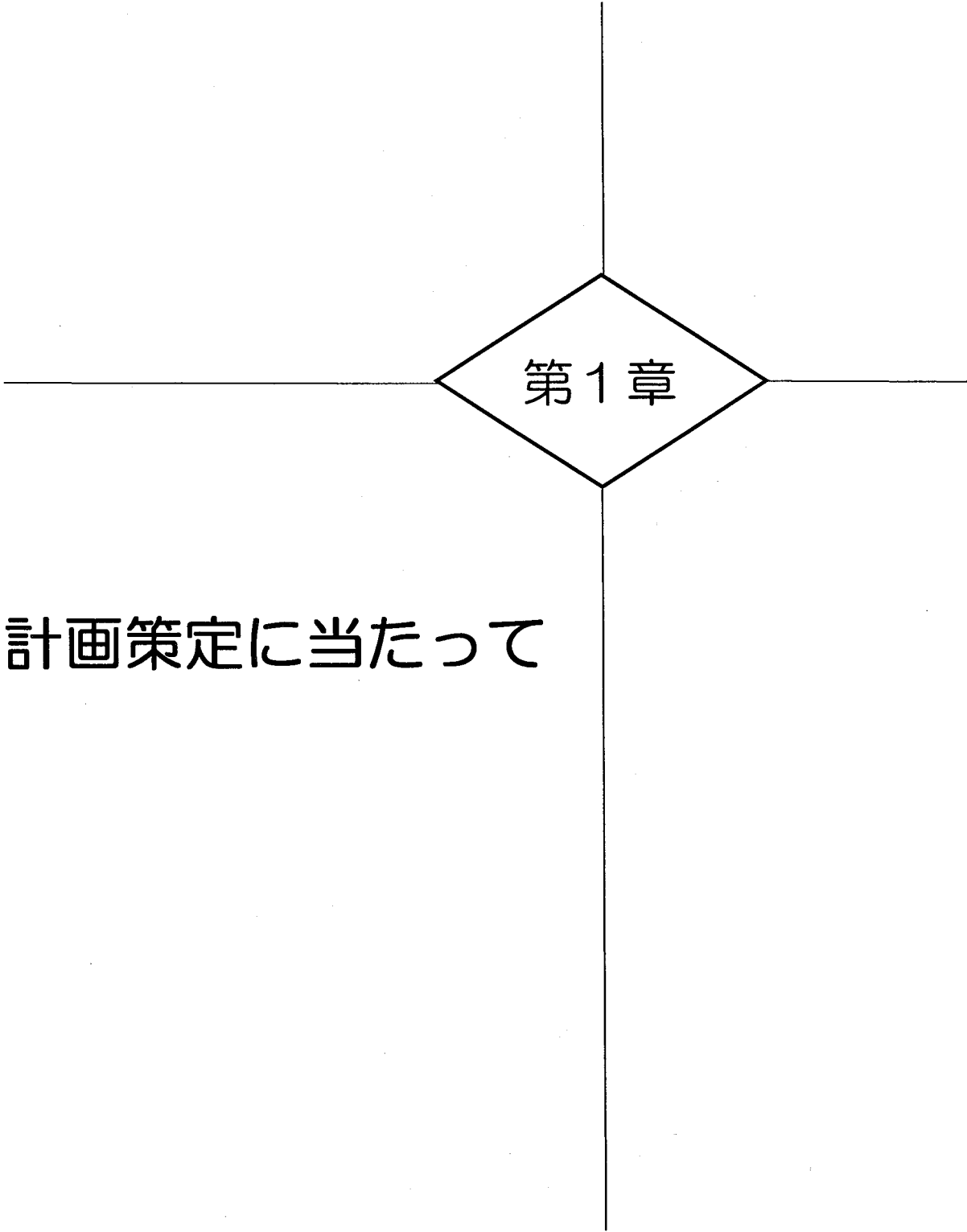
- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり ..... 9
  - プラン1 男女共同参画に向けた意識改革 ..... 10
  - プラン2 男女平等をめざす教育・学習の充実 ..... 16
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進 ..... 21
  - プラン3 政策・方針決定への女性の参画拡大 ..... 22
  - プラン4 地域社会における男女共同参画の促進 ..... 28
  - プラン5 国際的視点に立った男女共同参画の推進 ..... 34
- 基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続ける環境づくり ..... 37
  - プラン6 仕事と家庭等の両立ライフの支援 ..... 38
  - プラン7 多様な働き方を可能にする就業環境づくり ..... 47
  - プラン8 男女が対等なパートナーとして働く職場づくり ..... 53
- 基本目標Ⅳ 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり ..... 59
  - プラン9 男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり ..... 60
  - プラン10 高齢者等の生活の安定と自立の支援 ..... 66
- 基本目標Ⅴ 男女の人権が尊重される社会づくり ..... 71
  - プラン11 人権尊重の意識づくり ..... 72
  - プラン12 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ..... 76
  - プラン13 生涯にわたる男女の健康づくりの推進 ..... 82

## 第4章 計画の推進

- 計画の推進 ..... 89

## 資料編

- たかまつ男女共同参画プラン<改訂版 原案>についての報告 ..... 93
- たかまつ男女共同参画プラン策定委員会委員名簿 ..... 104
- たかまつ男女共同参画プラン策定委員会の会議等開催経過 ..... 105
- キーワード・用語解説 ..... 106



第1章

計画策定に当たって

## 1 計画見直しの趣旨

少子高齢化を始め、国際化、情報通信手段の高度化・多様化、地球規模の環境問題、家族形態やライフスタイルの多様化などの社会経済環境の急速な変化により、大きな転換期を迎え、21世紀の社会づくりをめざした取組みが求められています。

このような状況のもと、豊かで活力ある社会を男性も女性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の形成がより一層重要な課題となっています。

本市では、平成14（2002）年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性問題の解決や男女共同参画の様々な施策に取り組んできましたが、平成18年度で計画期間が満了となることから、引き続き、男女共同参画社会の形成に向け、施策・事業を推進するため、次期プランの策定が必要です。

そこで、急速な社会経済環境の変化を始め、平成17年9月および平成18年1月の近隣6町との合併により人口も42万人を超え、新たな時代を迎えた本市におきましては、これまでの取組みの成果を継承しつつ、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、広域化した市域を背景に新しい課題に対応しながら、中核市として、また男女共同参画宣言都市として、施策を総合的、計画的に推進するため、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定します。

## 2 計画の背景

### (1) 世界の動き

国連は昭和23（1948）年に世界人権宣言を採択し、男女平等達成に向けた取組みがなされてきました。さらに昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、同年、第1回国際婦人年世界会議がメキシコシティで開催され、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、以後の10年間を「国際婦人の10年」（1976年～1985年）として、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組みを呼びかけました。昭和54（1979）年に法的拘束力を持つ国際条約として、性による差別禁止の原則を具体化した「女子差別撤廃条約」が国連総会で採択されました。

国際婦人年に続く国連婦人の10年の最終年に当たる昭和60（1985）年に開催されたナイロビでの第3回世界女性会議においては、「世界行動計画」の趣旨を西暦2000年まで延長した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

平成7（1995）年に第4回世界女性会議が「平等、開発、平和のための行動」をスローガンに北京で開催され、21世紀に向けて男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言および行動綱領」が採択されました。

また、平成12（2000）年にはニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京会議で採択された「行動綱領」の実施状況のフォローアップがなされ、「政治宣言」（北京宣言及び行動綱領の目的と目標への達成への決意を表明

する宣言) および「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

平成17(2005)年には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から10年という記念すべき年に、「北京+10」が開催され「北京宣言及び行動綱領」および「女性2000年会議成果文書」を再確認するとともに、これら成果文書の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。

## (2) 国・県の動き

我が国においては、戦後、両性の平等がうたわれた日本国憲法が制定されたことに伴い、女性の参政権の獲得を始め、女性の地位が改善・確保されました。その後、女性に関連する法の整備・改正など、女性の地位向上に向けた着実な取り組みがなされてきました。

国際婦人年を受け、昭和50(1975)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置され、「国内行動計画」が昭和52(1977)年に策定されました。

男女雇用機会均等法の制定、国籍法や戸籍法の一部改正、男女共修に向けての家庭科教育のあり方の検討などが進められ、性による差別禁止の原則を具体化した「女子差別撤廃条約」を昭和60(1985)年に批准しました。

昭和62(1987)年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3(1991)年に第1次改定が行われました。平成6(1994)年には、婦人問題企画推進本部を改組して内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

平成8(1996)年には、国の男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」を踏まえ、平成12(2000)年度までの国内行動計画として「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

そして、平成11(1999)年には、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この基本法に基づき、平成12(2000)年12月には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13(2001)年の中央省庁等改革に伴い、内閣府に男女共同参画に係る重要施策に関する会議として「男女共同参画会議」が設置され、内部部局として男女共同参画局が設置されました。

この間の法的な整備としては、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の制定・改正などが順次進められました。平成9(1997)年には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定、平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法(基本計画)」が公布・施行されました。

平成12(2000)年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が、平成13(2001)年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(ドメスティック・バイオレンス防止法)」が成立。平成16(2004)年には「同法律」が改正されるなど法律面での女性の人権の保護が進めら

れました。

平成15（2003）年には次世代育成支援対策法・少子化社会対策基本法が成立しました。

平成17（2005）年末に「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、基本計画が策定されました。また、平成18（2006）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」も制定されました。

香川県では、昭和57（1982）年に「香川県婦人行動計画」、昭和63（1988）年に「香川女性のための新行動計画」、平成4（1992）年に「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」を策定、平成9（1997）年には改定を行い、平成13（2001）年に「かがわ男女共同参画プラン」、平成14（2002）年に「香川県男女共同参画推進条例」を施行、平成18（2006）年「かがわ男女共同参画プラン」（後期計画）を策定しました。

### （3）高松市の動き

本市では、昭和63（1988）年に「高松市女性行動計画」、平成6（1994）年に「第2次高松市女性行動計画」を策定し、その着実な推進に努めてきました。

平成7（1995）年には、女性センター（愛称：サンフリー高松）をオープンし、女性の自立と社会参画の促進、男女平等社会の実現を図るための施策や活動を展開しています。

平成9（1997）年には、多くの市民の男女共同参画社会に対する気運の盛り上がりを受けて、「認めあい 創り出し 共に生きる」をキーワードとした「男女共同参画都市宣言」を中四国で最初に行い、市民と行政が一体となって男女共同参画社会実現へ取り組むための契機とするとともに、その趣旨を生かした取組みを進めています。

平成12（2000）年からは、男女共同参画社会づくりへの市民参画を一層推進するため、市民自らが女性センターの運営に携われるよう、女性センター事業を市民団体に委ね、市民と行政のパートナーシップの先駆けとして、市民による主体的な事業運営を進めてきました。

また、平成13（2001）年には、市制施行111周年記念事業として、市民団体と協働のもと第12回男女共同参画全国都市会議2001たかまつの開催、平成18（2006）年4月からは、男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）と名称変更し、指定管理者制度を導入して施設管理も含め委託し、事業運営を行うなど市民と行政の協働による男女共同参画を進めています。

人権尊重に関する取組みとしては、平成5（1993）年には「人権尊重都市宣言」、平成7（1995）年には「高松市人権擁護に関する条例」の制定、平成12（2000）年には「人権教育のための国連10年高松市行動指針」を策定、平成16（2004）年には「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定し、人権尊重を基本としたまちづくりを進めています。



### 3 たかまつ男女共同参画プランの推進状況

平成14（2002）年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し，“だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現”を基本理念に，3つの基本的な考え方に沿って，様々な施策・事業を総合的，計画的に展開してきました。

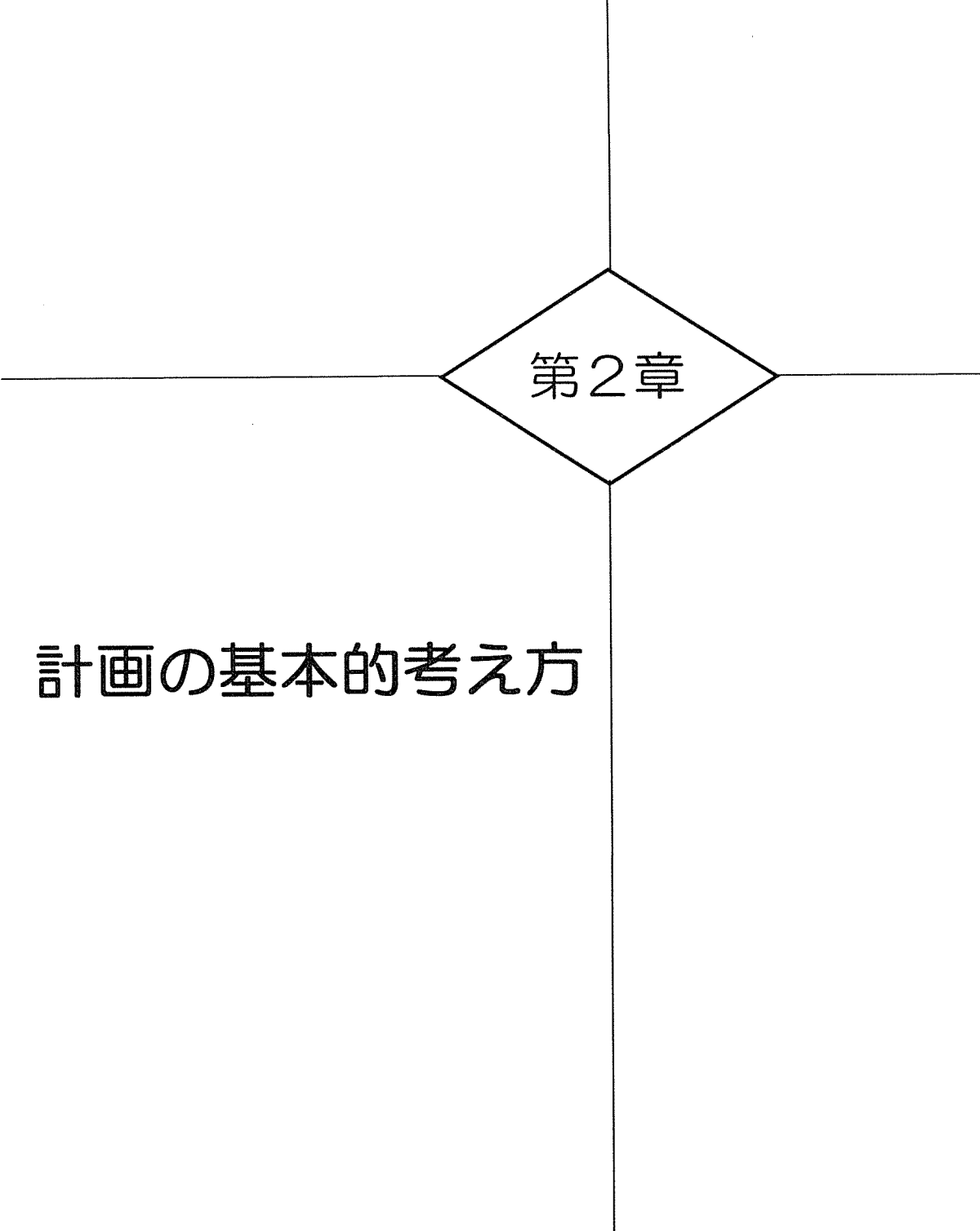
なお，17年度がプランの計画期間5年間の4年目で，目標の5分の4である達成率80%を基準として，単年度で目標数値が把握できる評価指標等47項目のうち概ね6割のプランの推進状況となっています。

平成18年度実施した「市民生活意識調査」の男女平等意識では，学校，法律や制度を除いて，家庭，職場，地域社会などで，「男性優位（どちらかといえば男性優位を含む）になっている」と思っている人が半数を超えています。

本市の男女共同参画については，一定の前進が図られているものの，家庭，職場，地域などで男女共同参画社会の実現に向け，更なる取組みが必要です。



●2006年合併記念高松市男女共同参画市民フェスティバル



第2章

計画の基本的考え方

## 1 基本理念

### 「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」

この男女共同参画プランでは、「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」を基本理念とします。サブタイトルを「認めあい、共に輝く男女共同参画社会の実現」とし、その基本的な考え方として、次のような社会の形成をめざします。

#### ① 個人の人権が尊重され、男女平等な社会をめざします。

男女共同参画社会の根底をなすのは、日本国憲法にうたわれた人権の尊重であることは言うまでもありません。

しかしながら、実際には、社会における慣行や制度が固定的な性別役割分担等を反映し、様々な分野で性による差別が残っており、男女の完全な平等には至っていません。

この計画では、すべての人が自らの意思で、性別にとらわれず、お互いの人格や生き方を尊重し、性による差別をなくして、男女平等が確立される社会を築くことをめざします。

#### ② 男女が対等に参画し、責任を担う社会をめざします。

男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益と責任を分かち合い、共に生きていける社会でなければなりません。

これまでの社会では、男女で主な活動分野が分けられがちであったことから、それぞれの参画に偏りや優劣が見られる状況があります。

このようなことから、社会のあらゆる分野や日常の様々な活動に、男女が対等に参画し、共に責任を担っていく社会づくりをめざします。

#### ③ 多様な生き方が選択でき、自己決定のできる社会をめざします。

性別などを理由として社会活動に制限を受けたり、意思に反して社会における一定の役割の中に閉じ込められたりすることのない社会が望まれます。

いまだに、人々の意識や社会の仕組みなどの中には、経済的自立や生活的自立を阻み、個人の生き方を狭める要因が多く見受けられます。

今後は、様々な状況に応じて一人一人の自立を促進しながら、男女が自らの意思で生き方を選択し、自己決定のできる社会の創造をめざします。

## 2 基本的視点

基本理念を具体化するに当たり、次の基本的視点をもって施策を推進します。

### (1) 男女の人権尊重の視点

女性も男性もひとりの人間として、基本的人権を尊重され、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できることが必要です。女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざすためには、女性の人権を尊重する視点が不可欠です。そうした視点は男性のみならず高齢者、子ども、障害者、外国人など弱い立場の人々にとっても誰もが暮らしやすい社会を創出することとなります。

男女の人権尊重は男女共同参画社会の根底となる視点であり、その視点に立った取組みを推進します。

### (2) 社会的性別（ジェンダー）に敏感な視点

性別で役割や行動を固定したり、制限したりすることが様々な面で存在しており、社会的性別にとらわれた考えは、人が持つ柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、個人の生き方を制限し、男女の不平等を生み出しています。

これまで見過ごされてきた男女のあり方や置かれている状況の違いから結果的に中立的に機能していないものを見直していく必要があります。

この計画においては、社会的性別に気付き、男女の不平等を是正するとともに、男女が共に自分らしく生きていこうとする社会的性別に敏感な視点ですべての施策をとらえていくことを前提とします。

### (3) 男女の対等な参画の視点

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野に参画して、自立した個人として社会的責任を分担できる力をつける（エンパワーメント）ことが必要です。

様々な分野において、男女が社会の対等な構成員として、地域社会、職場などあらゆる分野へ同じように参画してこそ、真の男女共同参画社会が実現されます。

女性の少ない分野には女性の参画を、男性の少ない分野には男性の参画をというように、偏りのないようお互いに参画を進めることを基本の視点として推進します。

### (4) 市民と行政が共に推進する視点

男女共同参画社会の実現は、行政施策の推進はもとより、広く市民や事業所などの積極的な参画が不可欠です。

男女共同参画を自らの問題としてとらえ、それぞれの立場で主体的に取組みを進めるとともに、幅広い協力と連携を図っていく必要があります。

この計画の目標達成に向けて、市民と行政の協働による一体となった取組みを推進します。

### 3 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続ける環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり
- 基本目標Ⅴ 男女の人権が尊重される社会づくり

### 4 計画の性格と役割

- (1) 本市が今後実施する男女共同参画社会づくりに向けた施策の基本方針を明らかにし、施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。
- (2) たかまつ男女共同参画プラン策定委員会から報告された「たかまつ男女共同参画プラン(改訂版)」(平成19年1月31日に市長へ報告)の内容を尊重し策定したものです。
- (3) 「たかまつ男女共同参画プラン」の成果や理念を引継ぎ、発展させる計画です。
- (4) 「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえた計画です。
- (5) 「高松市新総合計画」(仮称)の部門計画の性格を持つもので、子育て支援や高齢者福祉などの他の関連部門の計画との整合性を図りながら策定したものです。
- (6) 平成18年度に実施した「市民生活意識調査」や「男女共同参画に関する事業所実態調査」などの結果および計画策定の期間中に市民から寄せられた意見等を基礎資料として策定したものです。
- (7) 本市が実施する施策とともに、間接的に影響を及ぼす施策も含めた計画です。

### 5 計画の期間

平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5か年とします。  
また、社会経済情勢の変化や進捗状況等に応じて必要な計画の見直しを行います。

## 6 計画の体系

基本目標	主要プラン	施策の基本的方向
I 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識改革	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行の社会制度・慣行の見直し、意識の改革</li> <li>2 男女平等意識の広報・啓発活動の推進</li> <li>3 男女共同参画推進の社会的気運の醸成</li> <li>4 男女共同参画に関する情報の収集・提供機能の充実</li> <li>5 男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）の機能の充実</li> <li>6 高松市としての取組み</li> </ol>
	2 男女平等をめざす教育・学習の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等における男女平等教育の推進</li> <li>2 男女共同参画の家庭環境づくり</li> <li>3 男女平等意識を形成する生涯学習の推進</li> </ol>
II あらゆる分野への男女共同参画の促進	3 政策・方針決定への女性の参画拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政策・方針決定への女性の参画拡大の推進</li> <li>2 農林漁業の分野における女性の参画拡大の促進</li> <li>3 防災・防犯の分野における女性の参画拡大の促進</li> <li>4 女性の管理職への登用の推進</li> <li>5 女性の人材育成と活用</li> </ol>
	4 地域社会における男女共同参画の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり等における男女共同参画の促進</li> <li>2 地域活動への参画拡大の促進</li> <li>3 地域活動において女性が正当に評価される風土づくり</li> <li>4 ボランティア活動等市民活動の促進</li> </ol>
	5 国際的視点に立った男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際理解のための学習機会や情報の提供</li> <li>2 国際交流活動と平和の推進</li> </ol>
III 男女が共いきいきと働き続ける環境づくり	6 仕事と家庭等の両立ライフの支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕事と家庭生活・地域活動の両立ライフについての意識啓発</li> <li>2 多様なニーズに対応した保育サービスの充実</li> <li>3 児童の放課後対策の充実</li> <li>4 子育て環境の整備促進</li> <li>5 ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立への支援</li> <li>6 介護サービスの充実</li> <li>7 育児・介護休業制度の普及啓発</li> <li>8 労働時間短縮に向けた普及啓発</li> </ol>
	7 多様な働き方を可能にする就業環境づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育における職業意識の形成</li> <li>2 家庭・社会における職業意識の形成</li> <li>3 職業能力の開発促進</li> <li>4 女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援</li> <li>5 女性の就業に関する相談や情報提供</li> </ol>
	8 男女が対等なパートナーとして働く職場づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女の雇用機会均等についての啓発</li> <li>2 職場における男女平等の促進</li> <li>3 セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発</li> <li>4 働く女性の健康管理についての啓発</li> <li>5 高松市としての取組み</li> </ol>
IV 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり	9 男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭生活を共に支える意識啓発</li> <li>2 子育てに関する相談、学習機会等の充実</li> <li>3 子育てをしている人の活動しやすい環境の整備</li> <li>4 高齢者の介護に関する相談、学習機会の充実</li> </ol>
	10 高齢者等の生活の安定と自立の支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の就業・学習機会の充実</li> <li>2 高齢者の在宅生活の支援</li> <li>3 高齢者等虐待の対策の推進</li> <li>4 共に生きるまちづくりの推進</li> </ol>
V 男女の人権が尊重される社会づくり	11 人権尊重の意識づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女の人権尊重の啓発活動の推進</li> <li>2 メディアにおける人権を尊重した表現の促進</li> <li>3 健全な環境の整備</li> </ol>
	12 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性に対する暴力をなくすための環境づくり</li> <li>2 ドメスティック・バイオレンス等の対策の推進</li> <li>3 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進</li> <li>4 売買春の防止対策の推進</li> </ol>
	13 生涯にわたる男女の健康づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯を通じた男女の健康づくりの気運を高める啓発</li> <li>2 妊娠・出産等に関する健康管理への支援</li> <li>3 健康をおびやかす問題についての対策の推進</li> </ol>